

令和5年第4回定例会を8月29日(火)から9月22日(金)までの25日間の会期で行いました。
条例の改正や補正予算、決算などの議案が提出され、審査・審議の結果、すべて原案どおり承認、可決、認定しました。
今号では、議案の中から3件を紹介します。

TOPIC 2

【議第70号】天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について 【議第78号】天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について 市内22か所の出張所を廃止し郵便局へ業務を委託

総務政策委員会付託

島子出張所の建物の老朽化による移転、また出張所の見直し方針に基づき、出張所の代替策として業務委託をする最寄りの郵便局23か所を指定して、市内出張所25か所のうち、下津浦出張所、横浦島出張所及び福連木出張所を除く、22か所の出張所を廃止します。

なお、郵便局への業務委託は、令和6年10月1日からとなります。



問 出張所業務を郵便局に委託した場合、年間の経費はどのくらい削減されるのか。

答 現在の経費が約6,800万円である。郵便局への委託料は年間約990万円で、存続する出張所3か所と各支所に郵便局との取次ぎ業務を行うための会計年度任用職員の配置に係る経費、約2,400万円を見込んでいる。このことから、令和7年度からは、半額程度の経費が削減されると見込んでいる。

問 それぞれの郵便局にプライバシー保護に対

応する個別の窓口等は、設置可能であるのか。

答 郵便局からは個別のカウンターや応接室での対応は可能と聞いている。今後の協議の中でもプライバシー保護の徹底をお願いしていく。

問 現在、出張所がない地域については、郵便局に委託しないのか。

答 今後、出張所業務を郵便局に委託し、取扱い件数や効果等を検証したうえで、行政サービスの維持・向上に有効であると考えられる場合は、検討していく。

TOPIC 3

【議員提出第2号】議第70号天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議について 出張所廃止に伴う郵便局への業務委託に対し、プライバシー保護や市民への周知を図ることなどを求める附帯決議を全会一致で可決

9月22日の本会議において、議第70号を可決後、本議案に対する附帯決議が議員提出議案として提出されました。

本附帯決議は、郵便局へ業務委託を行うには、市民の理解を得ることが必要不可欠である

ため、今後、説明会の開催をはじめとしたさまざまな方法による周知のほか、市民の声に耳を傾け、改善を図りながら実施することを強く求めるもので、全会一致で可決しました。

※附帯決議の内容は以下のとおりです。

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議

本議案では、22か所の出張所を廃止し、出張所の最寄りの郵便局へ業務委託を行うため、条例を改正することであるが、本市議会へ本年5月に初めて説明が行われ、本定例会に提案されるなど、市民生活に直結する重要な案件である本件を、早急に改正することに大きな疑問を感じる。

本市においては、人口減少と高齢化が急速に進行し、各地域における集落の維持が困難な地域も出てきている。このような状況の中、行政手続だけではなく、様々な相談にも応じ、地域の拠り所となっている出張所が廃止され、郵便局へ業務委託されるということは、過疎化が進む地域にとっては大きな不安が残ることとなる。出張所を廃止し、令和6年10月から郵便局へ業務委託を行うためには、市民の理解を得ることは必要不可欠である。

よって、業務委託へ向け、プライバシー保護を徹底することはもちろんのこと、市民の混乱を招くことがないよう、説明会の開催をはじめ様々な方法による周知を図るとともに、市民の声に耳を傾け、改善を図りながら実施することを強く求め、ここに附帯決議を付すものである。

以上、決議する。

TOPIC 1

【議第76号】天草市立御所浦恐竜の島博物館条例の制定について 御所浦恐竜の島博物館リニューアルオープンに伴い 観覧料や休館日などを定めた条例を制定

建設経済委員会付託

恐竜の化石などの資料を収集・保管・展示し、天草諸島の地質や化石その他自然資産に関する調査研究を行うなど、学術や文化の発展・地域の振興に寄与する施設として、令和6年3月20日に開館する天草市立御所浦恐竜の島博物館の条例を制定します。

問 御所浦に来島される方は、少々観覧料が高くても入館されると考える。観覧料の価格設定はどのようにしたのか。

答 まずは、御所浦へ足を運んでいただくことが重要と考えている。その中で、御船町や長崎市の同様の博物館の観覧料を参考に決定した。

■施設の概要（主な施設）

1階 常設展示室 749㎡、企画展示室 269㎡
2階 調査研究室 147㎡、収蔵庫 107㎡

■休館日

毎週月曜日及び12月30日～1月1日
※月曜日が祝日の場合は、その日以後の最も近い休日でない日

■利用時間

午前9時から午後5時まで

■観覧料

区 分		個 人	団体 (20人以上)	年間観覧料
常設展示室	一 般	500円	400円	1,000円
	高校生・大学生	300円	240円	600円
	小学生・中学生	200円	160円	400円
企 画 展		展示に要する経費を勘案し、その都度市長が定める額		

※小学校就学前の幼児並びに本市の区域内の小・中学校及び高等学校の児童生徒の観覧料は無料